

ヒトツヤナギドノオアツケノキ 一柳殿御
 頭之記 一册。寛文五年七月廿八日幕府から
 加賀藩吏に一柳監物を御預とすることを告げ
 られ、翌日評定所へ人数を出張せしめて請取
 つて来た始末を詳記する。

ヒトツヤナギナホオキ 一柳直興 伊豫西
 條城主。通稱監物。祿二萬五千石。寛文五年
 七月廿九日罪を得て封を除かれ、加賀藩に禁
 錮を命ぜられた。時に年四十一。藩淺井政右
 等を幕府の評定所に遣はして直興を領し、十
 月金澤に移し、郊外廣岡村に方百間の地を選
 びて居所を構へ、塹濠を廻らし、複扉を設け、
 門鑰を嚴にした。しかも前田綱紀は努めて之
 を優遇し、西條の從臣數人を侍せしめ、直興
 に帯刀を許し、百人扶持を興へ、定番馬廻の
 士をして警衛に當り、町奉行に物資を供給せ
 しめ、暑寒中元にも亦物を贈つて慰藉する所あ
 った。後綱紀屢幕府に直興を赦されんことを
 周旋したが、廿二年の後貞享三年六月廿六日
 初めて解放の命を得た。綱紀乃ち閑老に謀り、
 直興に藩内隨意の所に居るを得しめ、その從
 者は男女共に使役するを得べく、又子女の生
 まれることあるも、敢へて問はざることにし
 た。直興大に悦び、後城に登り綱紀に謁して
 恩を謝したが、時に齡既に耳順を超え、眼も
 亦明を失して全く見るを得なかつた。元祿十
 五年八月三日七十八歳を以て歿。綱紀之を野
 田山に葬らしめ、遺臣數人に祿を興へた。

ヒトト 一青 ↓シトド 一青。

ヒトトリダキ 人取瀧 河北郡白丸山の前
 山なる中ノ平山の西麓から流れ出る田ノ島川に
 懸る瀑布。

ヒトミダダサダ 人見忠貞 通稱榮次郎・

吉左衛門。父忠左衛門忠永の遺知三百石を襲
 いで大小將に班し、寛政四年同番頭より次第
 に昇進して定番頭・御近習御用並に至り、文
 化七年三百石、文政五年二百石を加へ、同年
 七月十四日歿した。

ヒトミダダンゴ 人身團子 羽咋郡北川尻の
 諏訪神社では、今九月廿七日秋季祭を執行す
 るが、その前夜稗米の鏡餅を製して各戸一重
 宛之を供へ、稱して人身團子といふ。

ヒトミヘイベエ 人見平兵衛 初めて前田
 利常に仕へ、その子十兵衛は祿加増共三百石
 に至り、正徳四年歿。子孫藩に世襲する。

ヒトモシヤマ 火燈山 江沼郡の南境越前
 との間に在つて、富士寫岳の南に續く。又ク
 ワトウザンともいふ。高さ九〇一米。地質粒
 狀安山岩。

ヒトモシヤマ 火燈山 ヒトボシ 能美郡三
 坂に屬し、一名相圖嶽、高さ四八一米、地
 質石英粗面岩。能美名蹟志に、『火燈山は三
 坂村の山也。相圖嶽ともいふ。此山は二曲
 の城山に並びたる高山也。二曲城より小松御
 幸城の味方の方へ、相圖の狼烟をあげたる處
 なる故山の名とす。小松より卯の方に當れり。
 一説には粟津嶽ともいふ。是は小松の城主
 丹羽加賀守と鈴木出羽守との合戦の日、此山
 の嶺へ鈴木方より篝火を燒きたりしより、火
 ともし山といひ傳へたり。』とあるが、丹羽
 長重の小松城主と鈴木出羽とは時代が一致せ
 ん。

ヒトモチグミ 人持組 加賀藩に於いて八
 家に次ぐ高祿の士の屬する組をいうた。三壺
 記前田利家が文祿三年十一月金澤に下り、四
 年正月諸士の賀儀を受ける條に、三千石より

下人持五十四匹の御禮錢とあるのが初見で、
 慶長十六年利長の遺誠中にもその名がある。
 人持とは多數の從屬を有する意から起り、素
 より武功ある者を高知で召抱へたので、利常
 は常に歴々の者共と呼んでゐた。従つてこの
 組の士は少祿から昇進したものではなかつた
 のである。然るに綱紀の時、寶永六年八月十
 九日永井織部・藤内藏允を平士から人持組
 に登庸するに及び、初めて古格が變じた。藩
 末では人持組に編せられる士七十家を數へ、
 知行は一萬四千石の今枝氏以下千石まであつ
 た。しかし千石以上を受ける者が凡べて人持
 組とは限らなかつた。人持の中から家老・若
 年寄が撰任せられ、又小松城代・學校方御用
 主附・勝手方御用主附・小松城番・御寺方名代・
 江戸御留守居・寺社奉行・御奏者番・大横目・出
 銀奉行・定火消・諸所請取火消の職に就き、御
 算用場奉行・御近習御用・魚津在任・今石動氷
 見城端支配等は平士と混じて任用せられた。

ヒトモチクミガシラ 人持組頭 人持組頭
 の初は不明であるが、文祿三年既に人持の名
 が見えるのであるから、その頭もあつた筈で
 ある。又下學老談によれば、寛永四年の士帳
 に人持組と見られるものが六組あつて、一番
 本多安房守政重・神谷信濃守守孝、二番横山
 山城守長知・富田越後守重政、三番奥村河内
 守榮政(神尾主殿助秀直が去年死んでまだそ
 の代りを任せられなかつたのであらう)、四
 番村井飛騨長光・山崎長門光式、五番長九郎
 左衛門連頼・富田下總直吉、六番前田左兵衛
 直正・岡島備中一元の二人宛が組頭であり、

年寄中と人持と混用せられてゐた。次いで寛
 文元年綱紀入國の時代の組頭は、本多安房政
 長・長九郎左衛門連頼・横山左衛門忠次・前田
 對馬孝貞・奥村伊豫榮清・奥村因幡庸禮で、一
 組一人宛となつたが、貞享三年十一月には本
 多安房政長・前田佐渡孝貞・奥村壹岐庸禮・奥
 村伊豫時成・前田備後直佐・長九郎左衛門尚
 連・横山左衛門英盛を七手組の頭とし、元祿
 二年前田直佐歿して三年村井出雲親長之に代
 り、十四年七月九日には本多主殿政敏・長甲
 斐守尚連・横山左衛門英盛・前田對馬孝行・村
 井出雲親長・奥村壹岐惠輝・奥村伊豫有輝が頭
 となつた。組頭一人には人持組各一組と御先
 手物頭の率ゐる弓一組・筒一組が屬する。

ヒトモチグミユライ 人持組由來 一册。
 文化六年富田景周著。藩臣中の一階級たる人
 持組の名稱に關する考及びその沿革を記した
 ものである。

ヒトモチゼンロク 人持前錄 一册。加賀
 藩年寄中叙爵の順次、拜任の年月日を載せ、
 次に年寄中席加判の次第、及び家老・若年寄・
 寺社奉行・公事場奉行・魚津今石動各在任、小
 松城番・火消役・寺社請取火消等、人持組の士
 から勤務を命ぜられる職務に拜命したものゝ
 年月日を記したものである。

ヒトモチバツセキ 人持末席 座列は人持
 組に同じく、人持の面々にして跡目を襲ぎ、
 未だ座列の儀を仰出されぬ内に、此の並に列
 した。又人持幼少にして前代の遺知三の一を
 給せられてゐる間の少知の面々も此の列であ
 り、御家老の嫡子が召出されて新知千石を賜
 ふ時にも同じく此の並に命ぜられた。少知で
 末席に列した爲にこの稱號が起つたのであら

う。

う。